菊池市告示第250号

菊池市まちなか出店応援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和８年10月26日

菊池市長　　江　頭　　実

菊池市まちなか出店応援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

菊池市まちなか出店応援補助金交付要綱（令和８年告示第205号）の一部を次のように改正する。

第３条第３号中「創業又は新分野の」を削り、同条第４号中「これまで、事業を営んだことのない個人が、」及び「事業を営んだことのない個人が」を削り、同条中第８号を第10号とし、第７号を第９号とし、第６号の次に次の２号を加える。

(7)　多店舗経営者　既に営んでいる事業と同一の業種により、新たに別の店舗を開業する者をいう。

(8)　移転　既に営んでいる店舗を廃止し、同種又は類似事業の拠点を別の場所へ移動し、開業することをいう。

第４条第１項第２号中「創業又は新規出店」を「開業する者であり、次のいずれかに該当」に改め、同号に次のように加える。

ア　創業する者

イ　新分野進出者

ウ　多店舗経営者

エ　補助対象区域外から移転する者

第４条第２項第５号を削る。

第５条第２項第２号中「又は」を「、」に改め、「多店舗経営者」の次に「又は移転する者」を加える。

第８条第２項を削る。

第９条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「前２項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、補助対象者が所有者若しくは当該所有者の３親等以内の親族又はそれらの者と生計を一にする者である場合における補助金の額は、補助対象経費に３分の１を乗じて得た額とし、１出店者当たり次の区分に応じた額を上限とし、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

(1)　開業する店舗がグルメ菊池認定を取得した場合　180万円

(2)　上記以外の場合　150万円

第10条第７号中「及び」を「、」に改め、「多店舗経営者」の次に「及び移転する者」を加える。

第21条第３項中「出店者が」を「補助対象者が」に改め、「とき」の次に「(次項に規定する場合を含む。)」を加え、「から、第８条第２項及び第９条各項の規定により算出した補助金の額を除して得た額について、」を「に、36から当該事業を継続して営業した月数を差し引いた月数を乗じ、これを36で除して得た額(1,000円未満切捨て)について、」に改め、同項ただし書中「する」を「した」に改め、同条に次の１項を加える。

４　市長は、継続して３月以上事業を休止したときは、事業を廃止したものとみなすものとする。ただし、病気等のやむを得ない事由により事業を休止した場合は、この限りでない。

第22条を第23条とし、第21条の次に次の１条を加える。

(財産処分の制限)

第22条　補助対象者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産」という。)を、財産処分制限期間内において、第２条に規定する目的に反して処分(使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。)するときは、財産処分承認申請書(様式第４号)を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

２　取得財産のうち、前項の規定による財産処分の制限の対象となる取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の不動産、その他の財産とする。

３　第１項に規定する財産処分制限期間は、当該取得財産の区分に応じ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。

様式第３号の次に次の１様式を加える。

様式第４号（第22条関係）

年　月　日

菊池市長　様

住所：
会社名：
代表者氏名：

財産処分承認申請書

　　年度菊池市まちなか出店応援補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条及び菊池市まちなか出店応援補助金交付要綱第22条の規定に基づき、申請します。

１．補助金交付確定額 （補助年度）	円（　　年度）
２．処分する財産の品目	
３．処分の理由	
４．　処分の方法	（　売却、譲渡、貸し付け、担保、その他　） 詳細：
５．　処分の時期（予定）	
６．財産処分による収入	円 （収入がない場合はその旨・理由）

※「処分する財産の品目」欄には、処分する財産を具体的に記載すること。財産の取得価格、取得年月日、所在地、種類、構造及び床面積を記載すること。
※「処分の方法」欄には、処分時の相手方や処分後の用途を記載すること。
※提出の際には、実績報告書一式を添付すること。

事務局記入欄

1．取得財産区分	
2．財産処分制限期間	
3．制限期間満了予定日	
4．制限期間内の処分か	該当　・　非該当
5．処分承認の可否	承認　・　非承認
6．収入納付額	

※「取得財産区分」及び「財産処分制限期間」は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める区分、期間とする。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。